

3 いじめへの組織的な対応

学級担任や部活動顧問が一人で抱え込むことなく、支援チームを作り組織的に対応します。対応にあたっては、いじめを受けた生徒や保護者の心情に寄りそうとともに、いじめた生徒に対しては、毅然とした指導により心からの反省を促します。また、いじめた生徒、いじめを受けた生徒双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら協力して解決を図ります。

- (1) 未然防止への啓蒙、対応策や支援の体制
「いじめ対策委員会」を、校長、教頭、生徒指導主事、教育相談部主任、学年主任、養護教諭で構成し、いじめの未然防止への啓蒙や、いじめが発覚した際の対応及びその後の支援策について協議の上対応します。
- (2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援
 - ・ いじめた生徒、いじめを受けた生徒双方から聞き取った内容の整合性を図り、状況を正確に把握します。
 - ・ いじめの事実が確認された場合は、その早期解決と再発防止に向け、いじめを受けた生徒を守り通すことを前提として、当該生徒及びその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を組織的に行います。
 - ・ いじめた生徒に対する毅然とした指導を通し、心からの反省を促します。
 - ・ 教職員の不適切な言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払います。
- (3) スクールカウンセラー、関係機関との連携・調整
 - ・ 状況に応じてスクールカウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。
 - ・ 状況に応じて関係機関(警察署、法務局、教育委員会等)と連携を図ります。
 - ・ 犯罪行為と思われる事案が発生した際には、ためらわずに警察との連携を図ります。
 - ・ スクールカウンセラーなど外部の講師を招いて、講演会を実施します。
- (4) 保護者との連携
 - ・ いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに、対応の経過や事後の生徒の状況等について、適切に情報を提供します。
 - ・ いじめた生徒、いじめを受けた生徒双方の保護者と協議しながら、生徒が安心して学校生活を送れるようになるまで支援します。
 - ・ 生徒指導だけでなく、学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について、情報提供するようにします。
- (5) 相談窓口、相談機関の周知
 - ・ 学校以外の相談窓口などを紹介します。
- (6) 重大事態への対処
 - ・ 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対処について協議します。

令和元年5月22日改訂